

中野区介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービス並びに活動援助サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 雑則 (第42条・<u>第43条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 生活援助サービス事業者及び活動援助サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 生活援助サービス事業者及び活動援助サービス事業者は、生活援助サービス又は活動援助サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第8条 生活援助サービス事業者は、各事業所において、次に掲げる当該事業の運営についての重要事項に関する規程 <u>(以下この章において「運営規程」という。)</u> を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 雑則 (第42条)</p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第8条 生活援助サービス事業者は、各事業所において、次に掲げる当該事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

4 生活援助サービス事業者は、適切な生活援助サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより生活援助員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第9条の2 生活援助サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する生活援助サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 生活援助サービス事業者は、生活援助員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 生活援助サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10条～第19条 (略)

(衛生管理等)

第20条 (略)

2 (略)

3 生活援助サービス事業者は、当該生活援助サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該生活援助サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、生活援助員等に周知徹底を図ること。

第10条～第19条 (略)

(衛生管理等)

第20条 (略)

2 (略)

(2) 当該生活援助サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活援助サービス事業所において、生活援助員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第20条の2 生活援助サービス事業者は、生活援助サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、生活援助員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 生活援助サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該生活援助サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第21条～第23条 (略)

(地域との連携等)

第24条 (略)

2 生活援助サービス事業者は、生活援助サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して生活援助サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても生活援助サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第25条 (略)

(虐待の防止)

第25条の2 生活援助サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該生活援助サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、生活援助員等に周知徹底

第21条～第23条 (略)

(地域との連携)

第24条 (略)

第25条 (略)

を図ること。

(2) 当該生活援助サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活援助サービス事業所において、生活援助員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第26条～第33条 (略)

(運営規程)

第34条 活動援助サービス事業者は、各事業所において、次に掲げる当該事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第34条の2 活動援助サービス事業者は、利用者に対し適切な活動援助サービスを提供できるよう、活動援助サービス事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 活動援助サービス事業者は、活動援助サービス事業所ごとに、当該介護職員によって活動援助サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 活動援助サービス事業者は、介護職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該活動援助サービス事業者は、全ての介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第26条～第33条 (略)

(運営規程)

第34条 活動援助サービス事業者は、各事業所において、次に掲げる当該事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

4 活動援助サービス事業者は、適切な活動援助サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第35条 (略)

(衛生管理等)

第36条 (略)

2 活動援助サービス事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該活動援助サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該活動援助サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該活動援助サービス事業所において、介護職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第36条の2 活動援助サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 活動援助サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した活動援助サービスに関する利用者からの苦情に関して、区が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第35条 (略)

(衛生管理等)

第36条 (略)

2 活動援助サービス事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 活動援助サービス事業者は、活動援助サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して活動援助サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても活動援助サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第37条 (略)

2 活動援助サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(準用)

第38条 第6条、第9条の2から第17条まで、第19条、第20条の2から第23条まで、第25条から第26条まで及び第28条から第30条までの規定は、活動援助サービスの事業について準用する。この場合において、「生活援助サービス事業者」とあるのは「活動援助サービス事業者」と、「生活援助サービス事業所」とあるのは「活動援助サービス事業所」と、「生活援助サービス」とあるのは「活動援助サービス」と、「生活援助員」とあるのは「介護職員」と、「訪問事業責任者」とあるのは「活動援助相談員」と、「生活援助サービス計画」とあるのは「活動援助サービス計画」と読み替えるものとする。

第39条～第41条 (略)

(電磁的記録等)

第42条 生活援助サービス事業者又は活動援助サービス事業者及び生活援助サービス若しくは活動援助サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条(第38条

(非常災害対策)

第37条 (略)

(準用)

第38条 第6条、第9条から17条まで、第19条、第21条から第26条まで及び第28条から第30条までの規定は、活動援助サービスの事業について準用する。この場合において、「生活援助サービス事業者」とあるのは「活動援助サービス事業者」と、「生活援助サービス事業所」とあるのは「活動援助サービス事業所」と、「生活援助サービス」とあるのは「活動援助サービス」と、「生活援助員」とあるのは「介護職員」と、「訪問事業責任者」とあるのは「活動援助相談員」と、「生活援助サービス計画」とあるのは「活動援助サービス計画」と読み替えるものとする。

第39条～第41条 (略)

において準用する場合を含む。) 並びに次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 生活援助サービス事業者又は活動援助サービス事業者及び生活援助サービス若しくは活動援助サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(補則)

第43条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

(補則)

第42条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2021年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日から2024年3月31日までの間、改正後の中野区介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービス並びに活動援助サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(以下「新生活援助サービス等要綱」という。)第3条第3項及び第25条の2(新生活援助サービス等要綱第38条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新生活援助サービス等要綱第8条及び第34条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この要綱の施行の日から2024年3月31日までの間、新生活援助サービス等要綱第9条の2(新生活援助サービス等要綱第38条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定

中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この要綱の施行の日から2024年3月31日までの間、新生活援助サービス等要綱第20条第3項及び第36条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この要綱の施行の日から2024年3月31日までの間、新生活援助サービス等要綱第34条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。